

著作権法と病院図書館

湯坐法律事務所 弁護士
湯坐 博子

I. はじめに

著作権について規定した法令として、現行法上著作権法があります。

しかし、著作権についての規制法規は著作権法だけではありません。他の法令、例えば民法の解釈によっても広義の著作権として権利性が認められる場合もあります。また、他国との条約や行政協定によっても権利性が認められる場合があります。

このように、著作権法以外にも（広義の）著作権について規定している法令はたくさんあります。そこで、著作権の内容、あるいは制限について考える場合に著作権法だけに基づいて解釈を試みることは不適當です。

著作権に関連した法令（病院図書館の場合なら医療法など）が存在するのであれば、その法令も絡めて解釈をしなければ法令解釈として十分でないことに注意する必要があります。

II. 著作権とは

1. 知的財産権

著作権の前提として、著作権を含む、より広い概念である知的財産権について概説します。知的財産権とは、物品に対し個別に認められる所有権（財産権）のことでなく、無形のもの、特に思索による成果・業績を認めその表現や技術などの功績と権益を保証するために与えられる財産権を

いいます。

知的財産（権）について知的財産基本法第二条①、②に以下のように規定しています。

「この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」

さらに説明しますと①特許権とは、特許権者に発明を実施する権利を与え、発明を保護するもの②実用新案権とは物品の形状等に係る考案を保護するもの③育成者権とは種苗の品種を保護するもの④意匠権とは工業デザインを保護するもの⑤著作権とは思想・感情の創作的表現を保護するもの⑥商標権とは商標に化体した業務上の信用力を保護するもの⑦実演・レコード・放送・有線放送を保護する著作隣接権や半導体回路配置を保護するもので、回路配置利用権も知的財産権として保護されています。

そのほか、インターネットのドメイン名や営業秘密をはじめとする広義の知的財産権として法律や協定などで保護される権利も存在します。

2. 権利の本質

著作権をはじめとする知的財産権とは何かについて、家などの所有権との対比で考えてみましょう

YUZA Hiroko

湯坐法律事務所

〒105-0004 東京都港区新橋 1-16-10 浅川ビル 4F

(受理日：2007.4.17)

う。所有権とは、物を自分のものとして支配する権利です。法律的には、「所有者が法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利（民法第206条）」です。

ディズニーランドのシンデレラ城を舞浜駅から見ると、ディズニーランドに対価を支払う人はいません。しかし、もっと近くで見たいと思った場合、入場料を払ってディズニーランドに入らねばなりません。ディズニーランドが対価を請求するのは外からディズニーランドを眺めたからではありません。敷地への立ち入りを許可するかわりに入場料という対価を受け取っているのです。このように、対価を請求する権利というのはシンデレラ城・ディズニーランドに対する所有権自体に基づいているわけではありません。土地の所有権に基づいて立ち入りを許諾することの対価です。

著作権に話を戻しますと、著作物の利用に対しては著作権に基づき対価を請求できます。所有権はそれに基づいて対価を請求することはできません。これが著作権を含む知的財産権と所有権の最も大きな違いです。

3. 権利の性質

所有権は自然発生的な権利状態を法的に整備し、権利化したものです。これに対し、知的財産権は本来誰でも自由になしえた利用を、インセンティブ確保のために権利化したものです。権利内容は法律によっていかようにも決定されうという性質があります。すなわち、たとえば法令が改正されればその改正によって権利内容が変化するという事態は当然に生じます。

したがって、著作権をはじめとする知的財産権関連法令の解釈に当たっては私人の著作物利用の利益と権利者のインセンティブ確保の調和がはからねばなりません。

Ⅲ. 著作権の制限

1. 著作権法の規定

著作権法は著作権が制限を受ける場合を列挙しています（30条以下）。教科書（33条）や点字での利用などについて著作権に制限が加えられてい

ます。これらの規定は公益的要請が権利者のインセンティブを超える、あるいは制限の程度が軽微であると考えられることから設けられました。

2. 図書館についての規定

図書館等での一定の利用についても著作権に制限が加えられています（31条）。

これは、図書館等における重要な業務形態としての複写サービスなどを可能ならしめるための規定です。図書館等の果たすべき公共的奉仕機能に鑑み、図書館等が利用者の求めに応じ行う複写サービスを厳格な要件の下に認めるとともに学術研究の進歩発展の図書館等に負うところが大きいことから、図書館等が資料の保存活用の必要上行う複製を、一定限度内において許容することを定めたものです。

3. 病院図書館と著作権制限

病院図書館は著作権法31条の「図書館等」にあたるのでしょうか。

(1)「公衆の利用に供することを目的とする」

31条の適用を受ける施設は「公衆の利用に供することを目的とする」ものでなければなりません。

病院図書館は医療従事者はもちろん、患者さんをはじめとする一般公衆の方々々に医療情報提供の活動支援をしています。そこで、病院図書館は「公衆の利用に供することを目的とする」施設といえます。

(2)31条の適用を受ける「図書館」

31条の適用を受ける「図書館」とはどのようなのでしょうか。著作権施行令によれば、図書館資料の複製の認められる図書館として「司書またはこれに相当する職員」が置かれている「学術の研究を目的とする…施設で法令の規定によって設置された」施設がこれにあたります（第1条の三第①項第5号）。

医療法により法定施設とされ、厚生労働省令により設置された図書館を持つ地域医療支援病院、特定機能病院、省令により図書館が規定されている臨床研修指定病院で、司書が置かれている病院図書館は資料の複製が認められる図書館といえます。

IV. 「著作権法施行令の概要」との関係

1. 昭和46年4月に文化庁が発表した「著作権法施行令の概要」に複製の認められる施設として「法令によって設置されたものであること。…医療法第22条第1項のように図書館施設の設置を抽象的に規定するにとどまっているものは、ここにいう法令に該当しないこと」とされています。

そこで、医療法22条に存立の基礎を置く地域医療支援病院図書館は31条の適用を受ける「図書館」にあたらぬのではないかという問題が提起されています。

2. 本概要が発表された昭和46年当時の医療法22条1項は総合病院の法定施設について規定し、図書館の設置が義務づけられていました。

その後の法改正（1997年）により総合病院は廃止され、現在の22条1項には地域医療支援病院についての規定が置かれています。そして改正前の総合病院についての規定にはなかった「厚生省令の定めるところにより」「人員及び施設を有し、かつ記録を備えておかなければならない」という条文が追加されました。

また、臨床研修病院の省令（2003年6月）にも図書館に関する条文が存在します。臨床研修病院の指定を受けるための申請書には図書・雑誌の蔵書数をはじめ、スペース、利用可能時間など詳細な記載が要求されています。

3. このように、現在の医療法、省令は十分に具体的な内容をもっており「図書館施設の設置を抽象的に規定する」ものとはいえません。

そこで複数法令が抵触した場合の「後法は前法を廃する」「法は政令に優先する」という法の一般原則により「著作権法施行令の概要」と内容的

に抵触する医療法の改正により「著作権法施行令の概要」の当該部分は当然に効力を失うものと理解されます。

したがって、地域医療支援病院・臨床研修病院図書館は31条の適用を受ける「図書館」にあたるものと理解すべきです。

V. おわりに

先に述べたように、著作権はその内容が法律によって決定される権利です。「今までこうやってきた」というのは単なる習慣・慣習であり、著作権の内容を判断するに当たって重視されるべき事柄ではありません。

法的な問題が発生した時には今までの習慣に固執することなく、関連法令も含めた法律の条文にあたり理解することが大切です。

参考文献

- 1) 田村善之, 著作権法概説, 第二版, 有斐閣, 2001.
- 2) 加戸守行, 著作権法逐条講義, 5訂新版, 著作権情報センター, 2006.
- 3) 作花文雄, 詳解著作権法, 第3版, ぎょうせい, 2004.
- 4) 齊藤博, 著作権法, 第2版, 有斐閣, 2004.
- 5) 内田貴, 民法I第二版補訂版, 東京大学出版会, 2003.
- 6) 病院図書室研究会, 著作権委員会報告-病院図書館と著作権 ほすびたるらいぶらりあん, 2005; 30 (1): 30-33.
- 7) 長谷川湧子他, 病院図書館と著作権 ほすびたるらいぶらりあん2004; 29 (1): 26-29.
- 8) 長谷川湧子, 病院図書館と著作権 ほすびたるらいぶらりあん2003; 28 (1): 28-31.
- 9) 長谷川湧子, 新たな臨床研修病院指定基準 ほすびたるらいぶらりあん2003; 28 (3-4): 280-281.